

## 日本ハンドサッカー協会 各種規定制定にあたっての基本的方針

平成 26 年 12 月 17 日

日本ハンドサッカー協会（以下、「当協会」という。）は、平成 21 年 5 月に設立された。主な役割は、ハンドサッカーの精神の啓発及び競技の普及であり、競技環境の整備と東京都の特別支援学校卒業生の大会運営を行ってきた。平成 25 年に東京都で開催された全国障害者スポーツ大会では、東京都・茨城県・栃木県の 3 都県のチームにより、オープン競技としてハンドサッカーを行った。当協会は、教育の一環として活動を進めてきたため、現規約第 5 条第 3 項にあたる登録料を関係者に求めてこなかった。

ハンドサッカーは、これまでスポーツの対象とは考えられていなかった重度の障がいのある人も選手として活躍できる団体競技である。2020 年のパラリンピックの東京での開催は、すべての障がいのある人たちがスポーツを楽しむ活躍できることを世界の人々に知ってもらう好機であり、障がいのある人たちがスポーツを通して豊かに生きる社会を実現する好機でもある。そのため、当協会は、これまで以上に積極的に活動を行う時期であり、今後、その活動を支えるための自己資金を作ることが求められる。競技に参加する障害のある人だけが、ハンドサッカーの精神の啓発及び競技の普及に関する負担を負うのではなく、支援者を広く求めるとともに、各種補助金等を申請することに努め、組織的に事業にあたる必要がある。ここに、当協会が明確で公正な運営が行えるよう当協会規約を実行するための各規定を設けることとする。

### 謝礼及び旅費に関する規定

（目的）

第 1 条 この規定は、日本ハンドサッカー協会（以下「当協会」という。）の役員等が当協会規約第 4 条のすべての事業遂行を行うための謝金及び旅費の支給について定める。

（諸謝金運用について）

第 2 条 謝金は次の通り運用する。

- （1）協会のすべての事業を対象とし、当協会から依頼された者に支給する（協会会員は除く）。
- （2）諸謝金は、事業の業務上必要な最小の日数に対し、半日単位で支給することを原則とする。
- （3）諸謝金は、第 1 号表により支給する。
- （4）諸謝金の運用にあたって助成団体の基準が優先される場合には、その基準を優先する。
- （5）この規定の運用に関しては、総務部としその事務処理は、会長により特に指名がない限り、事務局長と総務部(会計担当)が行う。ただし、助成金の窓口が別にある場合には、当該組織に対し業務を行う者とする。
- （6）この規定に該当しないものは、役員会において定める。

第1号表 諸謝金

対象／項目	諸謝金（半日：1時間以上）
外部 専門家（医師）	5,000 円
外部 専門家（医師以外）	2,500 円
ヘルパー等公的制度による専門家	利用者の自己負担分

（旅費運用について）

第3条 旅費は次の通り運用する。

- （1）当協会のすべての事業を対象とし、その担当者及び当協会から依頼された者に支給する。
- （2）旅費は、概算枠を前渡しすることができる。
- （3）旅費は、交通費、宿泊費と日当に分ける。
- （4）交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。但し、行動の効率性が必要であると論理的な判断がされる場合、かつ事務局長が認めた場合はその限りではない。なお、助成金に対し窓口が別にある場合には、当該組織に対し業務を行う者が、その業にあたる。
- （5）宿泊費と日当は第2号表による。
- （6）当協会以外の組織等から依頼がされた事業で、その旅費を依頼者から支弁された場合には支給対象としない。
- （7）旅費すべて又はその一部について、協会の経済状況を鑑み役員会で判断された場合には支給しないことができる。なお、助成金に対し窓口が別にある場合には、当該組織に対し業務を行う者が、会長と事務局長とともに判断することができる。
- （8）交通費において障害者割引の1種もしくは2種の割引がある時には、その適応を受けた金額を計算する。
- （9）車を使用しての移動を行った場合は、燃料代を1ℓ≒10kmに換算して計算し、経済産業省資源エネルギー庁等の公的機関直近の発表によるレギュラーガソリン当該地域平均価格により計算する。
- （10）旅費の運用にあたって助成団体の基準が優先される場合には、その基準を優先する。
- （11）この規定の運用に関しては総務部とし、その事務処理は会長から特に指名がない限り、事務局長と総務部(会計)担当とする。ただし、助成金の窓口が別にある場合には、当該組織に対し、業務を行う者とする。
- （12）この規定に該当しないものは、役員会において定める。

第2号表 宿泊費及び日当

対象／項目	宿泊費	日当
役員会、理事会のメンバー	1泊 10,000 円	半日 2,500 円、1日 5,000 円
外部 専門家	1泊 実費	無し

附則

当規定は、平成27年4月1日から適用する。

## 登録規定

平成 26 年 12 月 17 日

(目的)

第 1 条 この規定は、日本ハンドサッカー協会（以下「当協会」という。）における当協会規約第 5 条の会員の登録について定める。

(会員の登録)

第 2 条 会員の登録は、団体登録、個人登録と賛助会員登録に分ける。

第 3 条 団体登録の対象は、当協会が開催するハンドサッカーフェスティバル（以下、「フェスティバル」という。）に参加する各団体（チーム）とする。

2. 団体登録にあたっては、代表者により次の各号に掲げる事項を記載した書面の提出及び第 3 項の団体登録料の納付により当該年度の登録の手続きが行われたものとする。

(1) 団体（チーム）の名称及び代表者の氏名・住所・連絡先・所属

(2) 団体構成員全ての氏名・住所等

(3) 各人の登録種別（選手・審判員・指導者・その他）

(4) 障がいの有無及び障害者関係手帳の記載内容（障害名、等級）

(5) 個人登録の有無

3. 団体登録料については、当該年度フェスティバル参加費（一名分）の構成員数分とする（個人登録者は除く。また、公的制度による一時的介助者は除くが、常設介助者は人数に含む）。

4. 団体登録は、指定期日までに構成員人数分の登録料を当該年フェスティバルに関わり指定された方法により納入しなければならない。

第 4 条 個人登録の対象は、本会員登録を希望する第 3 条以外の者とする。

2. 第 3 条で登録しない協会理事は、個人登録を行わなければならない。

3. 本協会に個人登録しようとする個人は、次の各号に掲げる事項を記載した書面又は電磁的方法により、毎年登録の手続きを行うものとする。

(1) 氏名・住所・連絡先

(2) 登録種別（選手・審判員・当協会役員・その他）

(3) 障がいの有無及び障害者関係手帳の記載内容（障害名、等級）

4. 個人登録者は、当該年度の 4 月末日までに前年度フェスティバルの参加費（一名分）と同額の登録料を次の金融機関に納入しなければならない。

**ゆうちょ銀行**

(ゆうちょ銀行からの振込)

記号 10010 番号 24795201 口座名 ニホンハンドサッカーキョウカイ

(その他銀行から振込の場合)

店名 〇〇八 (読み ゼロゼロハチ) 店番 008 普通預金 口座番号 2479520 口座名 : ニホンハンドサッカーキョウカイ

5. 個人登録者が、1 年以上 2 年未満登録料を納入しない場合、当協会規約第 7 条(2)により会員資格を喪失する。

第 5 条 賛助会員は、フェスティバル等の際に募集される寄付等による支援（以下、「支援」という。）をいただける個人および家族（以下、「サポーター会員」という。）と、企業・団体（以下、「スポンサー会員」という。）とする。

2. 賛助会員は、当協会主催または共催の各種行事に参加することはできるが、フェスティバルに選手として出場することはできない。
3. サポーター会員の支援金額は当該年のフェスティバル参加費（確定していない場合は、前年の参加費）を目途とするが任意であり、氏名、住所、連絡先及び氏名の公表の良否に関する情報を書面で提供していただく。ただし、住所及び連絡先の情報提供は任意とする。
4. スポンサー会員の支援金額は1口3,000円とし、代表者氏名、住所及び連絡先等の情報提供をしていただく。

第6条 当協会は、賛助会員に対し当協会各種行事の資料等に名称等を表示するとともに、当協会活動等についての情報提供を電磁的方法などにより1年間積極的に行うものとする。

（登録にあたって）

第7条 既に納められた登録に関する費用は、いかなる理由によっても、返済しないものとする。（当協会規約 第11条）

第8条 団体登録及び個人登録の登録料納入は振り込みとし、振り込み名義は団体代表者または個人登録名とする。なお、納入時の振り込み手数料は各自の負担とする。

2. 賛助会員の登録手続きについては、事務局(事務局長及び総務部(会計担当))が直接窓口となり行う。

#### 附則

当規定は、平成27年4月1日から適用する。

平成25年3月22日 協会口座確定

## 専門部分掌規定

平成 26 年 12 月 17 日

(目的)

第 1 条 この規定は、日本ハンドサッカー協会（以下「当協会」という。）の当協会規約第 4 条のすべての事業遂行を行うための同第 1 2 条に関わる専門部の分掌を定める。

(総務部)

第 2 条 総務部の担当するものは次の通りとする。

- (1) 当協会の運営（内外渉外等各種対応、会計・寄付等）に関する事。
- (2) ハンドサッカー競技に関する助成金の申請、協賛金の募集に関する事。
- (3) ハンドサッカー競技の調査研究に関する事。
- (4) 他部との連携により行う事業に関する事。
- (5) 他部に寄らない事務に関する事。
- (6) その他、会長が指示した事業等に関する事。

(競技・審判部)

第 3 条 競技・審判部の担当するものは次の通りとする。

- (1) ハンドサッカー競技の競技規則改変に関する事。
- (2) ハンドサッカー競技の大会等開催に関する事（企画・調整、事務を含む）。
- (3) ハンドサッカー競技の用具及び施設整備の検定及び公認に関する事。
- (4) ハンドサッカー競技の競技力の向上や用具開発等の科学的支援に関する事。
- (5) 他部との連携により行う事業に関する事。
- (6) その他、会長が指示した事業等に関する事。

(広報部)

第 4 条 広報部の担当するものは次の通りとする。

- (1) ハンドサッカー競技の普及・振興（ホームページの運営等）に関する事。
- (2) ハンドサッカー競技の指導及び審判のための研修会・講習会の企画・調整、事務に関する事。
- (3) 他部との連携により行う事業に関する事。
- (4) その他、会長が必要であると指示した事業等に関する事。

附則

当規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

最終確認 平成 26 年度第 2 回役員会 H27.2.4